

別記様式

議 事 録

会議の名称	第3回岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会
開催日時	令和元年9月20日(金) 10時00分から11時25分まで
開催場所	岩倉市役所7階 第一委員会室
出席者 (欠席委員・説明者)	委員：峯岸委員長、片岡副委員長、稲本委員、田中委員、 石黒委員、堀尾委員、大矢委員、渡辺委員 欠席者：丹羽委員、廣中委員 事務局：神山課長、今枝統括主査、水谷主任、真野主任、鈴木主 事(商工農政課) 野田事務局次長(商工会) オブザーバー：加藤(鐘)、倉地(中小企業家同友会) 加藤(地域問題研究所)
会議の議題	(1) 前回の委員会での意見について (2) 条例素案本文の検討について
議事録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 <input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> その他
記載内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の委員長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
会議に提出された 資料の名称	資料：岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例(素案) 全体スケジュール
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	1人
その他の事項	

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

・別紙のとおり

1 あいさつ

峯岸委員長からあいさつ

2 議題

(1) 前回の委員会での意見について

前回の委員会で意見があった前文及び本文の修正案を事務局より説明した。

委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・質問はありますか。 →特になし。
-----	--

(2) 条例素案本文の検討について

峯岸委員長より資料を用いて進行し、条例素案条文を検討した。

●第7条（大企業の役割）、第8条（商工会の役割）、第9条（金融機関の役割）

副委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・「自らの事業活動に反映する」とは具体的に「自ら」は誰を指すか。 ・「多様な主体」とは他の団体を指すということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・「自ら」は商工会を指していて、「多様な主体」は市を始め責務や役割にある団体等のことである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条第2項について、「中小企業等との連携及び協力」の前に「事業の適正を前提に」等の文章を入れてはどうか。理由としては、企業の規模等とは関係なく、事業活動を行うにあたって、コンプライアンスが前提としてある。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・条文に追加することとする。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・先ほどの「自ら」のところで説明が必要であるならば、違う表現にする方がよい。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・伝わりにくいのであれば、「商工会自ら」とか、「商工会自身が」といった表現に変更したほうがよい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・「商工会自ら」と改める。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・第8条第2項で「事業活動」の表現が強いので、少し弱めてはどうか。また、文章の解説があると良いのではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・従来から商工会が担っている活動のことを指している。今後パブリックコメントの際に、解説等をつける予定。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに出た「自ら」の表現が同様に気になった。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関についても特に問題ない。

●第10条（支援機関等の役割）、第11条（教育機関の役割）、第12条（市民の理解と協力）

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・第11条第2項の職場体験という表現はとても分かりやすい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の役割としては、後進の教育に重要な役割を担っていることを伝えたいので、職場体験のような具体的な内容だけではなく、もう少し広い表現にした方がよいのではないか。
副委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関の役割を明記しているので、記載内容は教育委員会に確認した方がよい。

委員長	・事務局で確認して協議していただく。
委員	・第10条で支援機関等という表現になぜしたか。
事務局	・関係団体が幅広いため、このような表現になった。今後のパブリックコメントの際に、解説で具体的な機関は示していく。
副委員長	・第12条にある中小企業等振興施策の表現は、もっと柔らかい表現が良いのではないか。
事務局	・全体的に統一的な表現をしていて、県と同条例の表現においてもそのように記載されている。
アドバイザー	・岩倉市の中小企業には人材不足が課題となっている。単に職場体験をすることが目的でなく、いろいろな職業観、勤労観等を子どもたちに身につけてもらうことが、ポイントだと思う。
委員長	・どこまでの表現を盛り込むかが難しいところである。
アドバイザー	・表現を工夫すれば条文内に組み込めると思う。
オブザーバー	・将来の地域の中小企業を担う人材育成ということのテーマに対して、市内の教育機関が協力するということを記載することが重要だと思う。
委員長	・第11条第2項については教育機関と再検討することとする。

●第13条（施策の基本方針）、第14条（実施状況の公表）第15条（意見の反映等）

委員	・第13条第1号中に発展、拡大という表現を入れてはどうか。
事務局	・第13条第1号の「経営の革新」や第2号の「新たな事業展開及び販路拡大」の表記で発展、拡大の意味を含んでいる。
委員	・第15条の年1回以上意見の交換の場を設けるとあるが具体的に記載した方が良いのではないか。
事務局	・岩倉市地域産業活性化推進協議会で関連付けをして、開催を検討している。
委員	・第15条について、実際には年度ごとにPDCAサイクルを回していくことが重要だと思う。文章的にはこのままでも良い。
委員長	・この条例はこの先1年、5年というわけではなく、10年、20年、30年先を見据えているため、そのような考えは大切である。
委員	・第13条第8号の、「その他中小企業等」の「等」は小規模企業のことを指しているのか。
委員長	・文面から見ると、小規模企業は「中小企業等」に含まれており、「その他」は、その他にも振興を図る、ということになる。
アドバイザー	・今回は全体的に委員の皆さんが積極的に発言してくださったので良かった。他の市町と条例を比べた時に、文中に岩倉市の独自性が出ていると思う。 ・女性の働きについての文章があっても良いのかもしれない。
オブザーバー	・江南市で検討委員をしていた。表現がわからないところが2点ある ① 第13条第6号中小企業の創業の促進とは具体的に何か。 ② 江南市では「情報を周知」と文面があるので、情報を提供する文面があると良い。
委員長	① 新規の創業に加え、事業転換も含んでいる。 ② 参考意見として、事務局で検討してもらう。

事務局	・第14条について、現状でも事業ごとに広報やホームページ内で随時公表している、「〇月まで」ではなく、随時公表という表現に変更したい。 →委員、了解。
-----	---

(3) その他

- ・次回の開催について

資料：全体スケジュールについて事務局より説明。

→パブリックコメント終了後、委員長と相談し、必要があれば第4回の委員会を開催する。